

津山郷土博物館のリニューアルを

津山には、客観的に見ても優れた歴史遺産が残っています。津山洋学は多くの洋学者を生み、世界的にも有名です。昨年、新しい津山洋学資料館が開館し、全国にアピールできる下地ができました。

次は津山郷土博物館の番です。所蔵している「愛山文庫」は全国屈指の史料ですが、あまり知られていません。旧津山藩の諸部局の日記がかなり残っていて、とてもすばらしいものです。

また、津山郷土博物館に観光客を呼ぶという観点からいえば、展示を工夫するだけでも随分効果があります。最近の歴史博物館は専門家だけでなく、一般来館者にも楽しんでもらうべく、他機関所蔵の関連史料のレプリカを展示したり、映像やビジュ

アルを活用したりしています。旧市役所の建物を転用した津山郷土博物館は、館内の印象が暗く、市民もあまり訪れたことがないのではないのでしょうか。背後が津山城という最高の立地を誇るだけに残念ですね。幸い1階にはスペースがあるようですので、一部を津山の歴史を語り合う市民の憩いのスペースにしたり、研究者や歴史を愛好する市民のための閲覧室にしてみたいかがでしょうか。展示室は博物館にふさわしい内装にリニューアルし、特別展も開くなど、リピーターを呼ぶ工夫が大切です。予算が必要なことが、市長や市議会の英断をぜひお願いしたいですね。

山本 博文

◎やまもと ひろふみ 昭和32年津山市生まれ。津山高校、東京大学文学部、同大学院を経て、現職。「江戸お留守居役の日記」により第40回日本エッセイストクラブ賞受賞。ほかに『徳川幕府の礎を築いた夫婦 お江と秀忠』など著書多数。

市政アドバイザーからの
津山への提言



東京大学大学院情報学環・史料編纂所教授

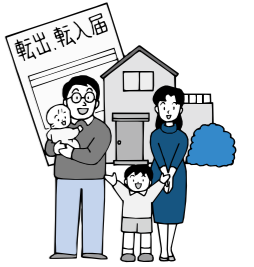
山本 博文さん(埼玉県)

日本近世史の研究者として活躍する山本博文さんから、津山郷土博物館についての提言をいただきました。

3月27日、4月3日
市役所が日曜日開庁します!

引っ越しなどで住民の転入・転出が多い3、4月。平日の開庁時間に手続きに来ることができない人のため、市役所本庁では日曜日に開庁します。住所の届け出と手続きなどができますのでご利用ください。

※印鑑や本人確認書類など、持参するものは手続きによって異なりますので、お問い合わせください
※介護保険や水道、小中学校、軽自動車、飼い犬などの手続きはできませんのでご注意ください



とき 3月27日(日)、4月3日(日) 午前10時～午後3時
ところ 市役所1階

市民課 2・4番窓口

問い合わせ先☎32-2052

- 住所・世帯などの異動の届け出
- 住民票・戸籍・印鑑証明書の発行
- 印鑑登録

転出するときは印鑑登録証(手帳、市民カード)を返却してください

※外国人の手続きは印鑑登録と印鑑証明書の発行のみです
※パスポート、住民基本台帳カードの手続きはできません

- 戸籍の届け出

出生届や婚姻届など戸籍の届け出ができます。ただし、受け付けのみとなりますので、後日お越しいただく場合があります

子ども課 5番窓口

問い合わせ先☎32-2065

※日曜日開庁時にはつながりませんので、市民課にお電話ください

- 子ども手当…住所変更に伴う手続き

受給者が転入・転出するとき、受給者と子どもの住所が別々となる場合は手続きが必要です

※ひとり親医療費助成、児童扶養手当、幼稚園・保育園の入園手続きはできません

- 子ども医療費助成…住所変更に伴う手続き

転入・転居時には受給資格者証の交付または変更を行います。転出するときは受給資格者証を返却してください

保険年金課 (国民健康保険係・高齢者医療係) 7番窓口

問い合わせ先☎32-2071

- 国民健康保険(国保)…住所変更に伴う手続き
- 転入・転居時には保険証の交付または変更を行います。転出するときは保険証を返却してください

- 後期高齢者医療保険…住所変更に伴う手続き
- 転出するときは後期高齢者医療被保険者証を返却してください

- 保険証の再発行
- 保険証を紛失、き損、焼失などした場合に再発行の手続きができます

- 高額療養費支給申請

医療費の自己負担額が高額になったとき、1カ月限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。該当者には通知文書を郵送しています

- 療養費支給申請

保険証を持たずに診療を受けたときなど、医療費をいったん全額自己負担した場合、申請することにより、自己負担相当額を除いた額が支給されます

保険年金課 (国民年金係) 6番窓口

問い合わせ先☎32-2072

- 国民年金への加入

退職したときや配偶者の扶養でなくなったときなどは国民年金への加入手続きが必要です

- 保険料免除申請

経済的な理由などにより保険料の支払いが困難なとき、申請により保険料の一部または全部が免除・猶予になる場合があります

**あなたの想いで、守れる街がある。
あなたの想いで、救える命がある。
あなたの想いで、深まる絆がある。**

消防団は火災や地震、台風などの自然災害から地域住民の生命や財産を守るために日夜活動しています。

消防団は消防組織法と市の条例に基づいて設置されている消防機関で、消防署と連携して地域の安全を守っています。その活動は火災だけでなく、台風や集中豪雨、地震などの災害が発生したときに災害防衛や住民の安否確認、避難誘導などを行う大切な役割があります。また平常時には訓練や講習、防火広報なども行っています。

あなたも消防団に入って、自分たちの地域を災害から守る活動に参加しませんか。

入団資格 市内に在住または勤務する18歳以上の人
待遇 消防団員は特別職の非常勤公務員です。年額報酬や退職報償金(5年以上勤務の場合)、公務災害補償などが受けられます



**津山市
消防団員募集**

問い合わせ先 津山市消防団事務局☎22-1190